

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり  
生活保護の申請は国民の権利です。  
せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい  
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもの  
ですので、ためらわずにご相談ください。



さいたま市 PR キャラクター

この「生活保護のしおり」は、生活保護制度の目的や内容などを分かりやすく説明するために、簡潔にまとめたものです。  
生活保護制度をもれなく記載したものではなく、制度は変わる場合がありますので、ここに書かれていないことや、分からないことは遠慮なくお尋ねください。

## もくじ 目次

|    |   |        |
|----|---|--------|
| 1  | <small>せいかつ ほ ご せいど</small><br>生活保護制度について   | ・・・ 1  |
| 2  | <small>せいかつ ほ ご りよう</small> <small>なが</small><br>生活保護利用までの流れ  | ・・・ 2  |
| 3  | <small>せいかつ ほ ご</small> <small>ちょうさ</small><br>生活保護の調査について  | ・・・ 4  |
| 4  | <small>しきゅう</small> <small>ほ ご ひ</small><br>支給される保護費について  | ・・・ 9  |
| 5  | <small>せいかつ ほ ご</small> <small>しゅるい</small><br>生活保護の種類について  | ・・・ 10 |
| 6  | <small>せいかつ ほ ご</small> <small>りよう</small> <small>かた</small> <small>けんり</small> <small>ぎむ</small><br>生活保護を利用する方の権利と義務について | ・・・ 14 |
| 7  | <small>げんめん</small> <small>げんがく</small> <small>めんじょ</small> <small>せいど</small><br>減免（減額・免除）制度について                         | ・・・ 16 |
| 8  | <small>ほ ご ひ</small> <small>へんかん</small><br>保護費の返還について  | ・・・ 17 |
| 9  | <small>ちく たんとういん</small><br>地区担当員（ケースワーカー）について  | ・・・ 18 |
| 10 | <small>みんせいいいん</small><br>民生委員について  | ・・・ 18 |
| 11 | <small>せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど</small><br>生活困窮者自立支援制度について  | ・・・ 19 |



# 1 生活保護制度について

生活保護は、病気などによって働けなくなるなど、さまざまな事情で生活に困っている方（世帯）に対して、不足する生活費を支給することにより健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立※した生活を送れるよう支援する制度です。

この制度は生活保護法（以下「法」という。）に基づいて行われ、一定の要件を満たす限り、すべての国民が平等に受けることができます。これは、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づくものです。

## 日本国憲法第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### ※自立とは

大きく分けて「3つの自立」に向け、利用者に合わせた支援を行います。

### ○日常生活自立

心身の健康を回復・維持し、自分で自分の生活や健康管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。



### ○社会生活自立

社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう社会生活の自立を目指します。



### ○経済的自立

就職などにより、自身の収入で生活を送ることができるよう経済的自立を目指します。



## 2 生活保護利用までの流れ

生活にお困りの際は、福祉事務所（区役所の福祉課）にご相談ください。  
福祉事務所では、生活保護の利用の案内を含め、相談者の問題解消に協力いたします。  
なお、生活保護の利用をご希望の場合は次の手続きが必要です。



### ①相談

生活に困っている、生活保護制度を利用したい場合は、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。ご相談時には、生活状況や収入状況、資産状況、ご親族との交流状況等をお伺いしながら、生活保護の制度について説明いたします。

ご相談の結果、生活保護の利用が必要とお考えのときには申請をしてください。

心身の状況から福祉事務所への来所が困難な場合には、お電話による説明や、訪問等も行っておりますのでお気軽にご相談ください。



### ②申請

生活保護の利用には、本人の意思で申請する必要があります。生活保護の申請は、申請意思があればどなたでも申請することができます。

生活保護の申請は、保護申請書に必要事項をご記入のうえ提出していただきます。その際、生活保護の決定に必要な書類として、収入状況の申告書、資産状況の申告書、調査に係る同意書等の提出をお願いしております。

また、何らかの事情によりご本人が申請できない場合は、同居の親族などが代理で申請することもできます。

なお、事故等で入院している場合で、申請意思を示せない方等、窮迫した状況にある方につきましては、福祉事務所の判断（職権）で生活保護を開始することがあります。



### ③ 調査

申請すると、原則として1週間以内に地区担当員(ケースワーカー)が家庭訪問を行います。家庭訪問では、生活状況や収入状況、資産状況、親族との交流状況等、生活保護が利用できるかどうか要件を調査します。

具体的な調査内容につきましては「3 生活保護の調査について」(4ページ)をご確認ください。



### ④ 決定

調査の終了後、生活保護制度を利用できるかどうか審査を行います。審査の結果につきましては、申請した日から原則として14日以内(特別な事情により調査に時間を要する場合には、最長で30日以内)に書面で通知します。

生活保護制度の決定については、「開始」と「却下」があります。この決定に関して疑問がある場合は、審査請求することができます。

詳しくは「6 生活保護を利用する方の権利と義務について」(14ページ)をご確認ください。



※次に該当する方は、原則として生活保護を受けられません。

#### 1 暴力団員

暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得ていると考えられることから、保護の要件を満たさないものとして、生活保護の申請を原則として却下します。また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合には、原則として保護を廃止します。

#### 2 年金担保貸付利用者

過去に年金担保貸付を利用しながら生活保護を受給していたことのある方が生活保護廃止後、再度借入した場合は、生活保護を申請しても原則として保護は適用されません。



### 3 生活保護の調査について

生活保護制度を利用するに当たっては、生活保護法第4条の「補足性の原理」に基づき、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活の維持のために活用することを要件としております。

そのため、生活保護の申請を受けると福祉事務所は、ご本人からの聴取の他、銀行や生命保険会社などへの資産調査、医療機関等への稼働能力の調査、扶養義務者への援助の調査等を行います。

#### 資産の活用

調査の結果、「預貯金」、「生命保険」、「土地・家屋」、「自動車」、「高価な貴金属」など、売却して活用可能な資産がある場合、その資産を売却して生活費に充てる必要があります。

しかし、当該資産の中にも、次のように最低限度の生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に効果があると認められる場合は、売却せず保有できることもありますので、まずは福祉事務所にご相談ください。

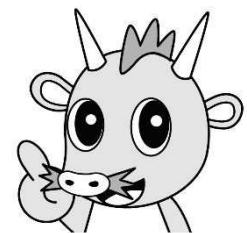
#### ○居住用の不動産（土地・家屋）

資産価値が低く、現に居住している土地・家屋など、現実に生活維持のために活用されている場合、その保有が認められる場合があります。

なお、保有が認められた土地・家屋であっても、高齢者のみの世帯で、所有する不動産に一定以上の価値がある場合は「要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）」という貸付制度を活用する必要があります。

#### 要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）とは？

一定以上の資産価値を有する居住用不動産（マンション等の集合住宅を含む）を所有し、住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける制度です。



## せいめいほけんとう

### ○生命保険等

せいめいほけん いりょうほけんとう きけんたいさく もくてき ちちくせい な ほけん せいかつほ ごりようしゃ きゅうふたいしょう  
生命保険、医療保険等のうち、危険対策を目的とした貯蓄性の無い保険（生活保護利用者が給付対象）  
ほけんりょう きんがく しょうがく かいやくへんれいきん いったいがくい か ほけん かいやく ほゆう みと ばあい  
で、保険料の金額が少額かつ、解約返戻金が一定額以下の保険は、解約せず保有が認められる場合があります。



## かくしほけん

### ○学資保険

かくしほけん つぎ ようけん み ばあい まんきほけんきん いちじきんとう ふく また まんきまえ かいやくへんれいきん  
学資保険が次の要件をすべて満たす場合、満期保険金（一時金等を含む）又は満期前の解約返戻金から  
ほ ご かいしじ かいやくへんれいきんそうとうがく へんかん ぜんてい ほゆう みと ばあい  
保護開始時の解約返戻金相当額を返還することを前提として、保有が認められる場合があります。

- 学資保険の対象となる子（同一世帯の構成員であることが必要）が18歳以下である時に、満期保険金を受け取るものであること
- 満期保険金（一時金等を含む）の用途が世帯内の子の就学に要する費用に充てることを目的としたものであること
- 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること



## じどうしゃ おーとばい しーしー こ

### ○自動車・オートバイ（125ccを超える）

じどうしゃ おーとばい しーしー い か いったい ようけん ほゆう みと ばあい のぞ  
自動車及びオートバイ（125cc以下のもので、一定の要件のもと保有が認められた場合を除く）  
ほゆうおよ うんてん たにんめいぎ じどうしゃ うんてん ふく げんそく  
は、その保有及び運転（他人名義の自動車を運転することも含む）が原則としてできません。

しかし、次のような場合で、自動車の処分価値が低く、世帯の自立の助長に効果があると認められる場合は保有できます。

- 現に就労しており、自動車以外での通勤方法が全くないか、きわめて困難である場合
- おおむね6か月以内に就労により、保護からの自立が確実に見込まれる場合
- 病気や、障害のある方が通院に利用する場合で、公共交通機関の利用が困難な場合



## ○オートバイ（125cc以下）・原動機付自転車

総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、資産価値が低く、次の要件をすべて満たすと認められる場合、保有できます。

- オートバイ、原動機付自転車が最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に効果があること。
- 保有しても当該地域との均衡を失わないこと。
- 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- 保険料を含む維持費が捻出できること。

### 稼働能力の活用

働ける能力のある方は、その能力にに応じて働く必要があります。しかし、病気や障害、その他の理由により働くことが難しい方は、通院・治療の専念や生活の安定などを優先します。

なお、求職活動に当たって、さいたま市ではハローワークと同様に仕事探しができる「ジョブスポット」や履歴書作成支援や就職活動に関する支援を行う「就労支援員」を各区役所に配置しておりますのでご活用ください。



### 扶養義務者からの援助

親、子ども、兄弟姉妹など、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方には、どの程度援助が受けられるかについて、調査を行います。

そのために、まずは申請者の方から、扶養義務者の方との関係性や、扶養義務の履行の可能性について聞き取りを行いますので、扶養義務の履行が期待できないときや、調査に支障がある場合にはご相談ください。

#### 《扶養義務の履行が期待できないと判断される例》

- 扶養義務者が保護利用者、施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者である場合
- 特別な事情があり明らかに扶養ができない場合（扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐる対立している、音信不通（例えば10年程度）であるなど交流が断絶している等）
- DVや虐待歴がある等、扶養を求めることにより明らかに自立を阻害すると認められる場合



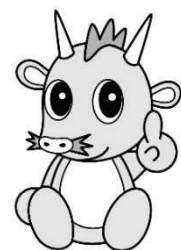
**たほうたしさく かつよう  
他法他施策の活用**

せいかつほ ごせいどいがい せいど ねんきん じどうてあて じどうふようてあてとうかくしゅてあて いりょうじょせいせいど しゃかいほしょうせいど  
生活保護制度以外の制度（年金、児童手当、児童扶養手当等各種手当、医療助成制度、社会保障制度な  
ど）が活用できる場合は、生活保護制度に優先して活用いただく必要があります。

かつようかのう たほうたしさく つぎ  
活用可能な他法他施策につきましては次のようなものがあります。

**せいかつほ ごせいどいがい せいど おも せいど れいじ  
生活保護制度以外の制度（主な制度を例示したものです。）**

| せいど しゅるい<br>制度の種類   | ない よう<br>内 容   |
|---|--|
| ねんきんせいど こくみんねんきん こうせい<br>年金制度（国民年金・厚生<br>ねんきん きょうさいねんきん きぎょう<br>年金・共済年金・企業<br>ねんきん<br>年金） | ろうれいきゅうふ しょうがいきゅうふ いそくきゅうふ<br>老齢給付、障害給付、遺族給付<br>ねんきんじゅきゅうけん ばあい きぎょうねんきん じゅきゅう ばあい<br>※年金受給権がない場合でも、企業年金を受給できる場合<br>だったいいちじきん じゅきゅう ばあい<br>や脱退一時金を受給できる場合があります。                  |
| かくしゅてあて<br>各種手当   | じどうてあて じどうふようてあて とくべつじどうふようてあて とくべつしょうがいしゃ<br>児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者<br>てあて しょうがいじふくしてあて しんしんしょうがいしゃふくしてあて じゅうどうかいご<br>手当、障害児福祉手当、心身障害者福祉手当、重度要介護<br>こうれいしゃてあて とう<br>高齢者手当 等 |
| いりょうほけん<br>医療保険   | きんむさき けんこうほけん<br>勤務先の健康保険  |
| しょうがいしゃそうごうしえんほう<br>障害者総合支援法に<br>もと じりつしえんきゅうふ<br>基づく自立支援給付                               | かいごきゅうふ くねんとうきゅうふ じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう こうせい<br>介護給付、訓練等給付、自立支援医療（精神通院医療、更生<br>いりょう いくせいりりょう<br>医療、育成医療）   |
| こようほけん<br>雇用保険  | しつぎょうとうきゅうふ<br>失業等給付   |
| ろうさいほけん<br>労災保険   | りょうよう ほしょう きゅうふ きゅうぎょう ほしょう きゅうふ とう<br>療養（補償）給付、休業（補償）給付 等   |
| きゅうしょくしゃしえんせいど<br>求職者支援制度   | しょくぎょうくねんじゅこうきゅうふきん<br>職業訓練受講給付金   |



## 生活保護の要否判定

調査の終了後、生活保護制度を利用できるかどうか審査を行います。これを「要否判定」と言います。「要否判定」では国の定めた「最低生活費」と「世帯収入」とを比較します。判定の結果、(例1)のように世帯収入が最低生活費を下回る場合は生活保護が利用可能となり、不足する生活費が支給されます。(例2)のように世帯収入が最低生活費を上回る場合は生活保護の利用ができません。

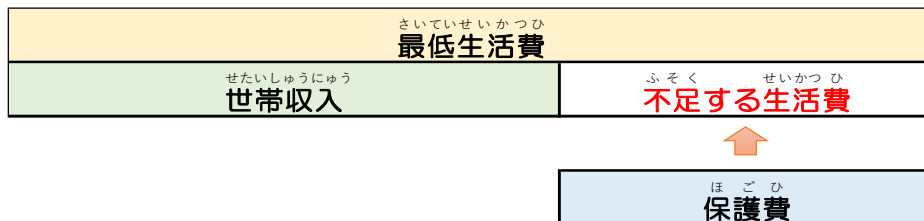
### さいていせいかつひ 最低生活費

その世帯の暮らしの実態(年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など)をもとに、国で決めた基準により計算した「生活費」、「住宅費」、「医療費」等を合算し算出した1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

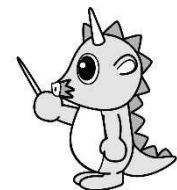
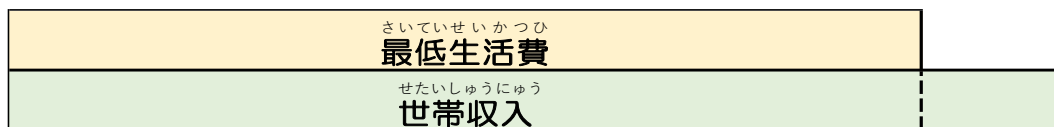
### せたいしゅうにゅう 世帯収入

働いて得た収入、年金・手当など他の制度などにより支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯全員の収入を合計したものです。

(例1) 生活保護が利用できる場合



(例2) 生活保護が利用できない場合



### <保護費を支給する日>

保護費は、月単位で計算し、毎月5日にその月の1か月分を支給します。ただし、5日が土・日・祝日の場合は、その前の平日になります。

## 4 支給される保護費について

生活保護制度においては、適正に申告が行われた収入に対し、各種控除を適用したり収入として認定しない取扱いができることがあります。

控除とは、総収入額から一定の金額を差し引くものです。収入のうち控除された金額分は手元に残ることとなります。各種控除には次のようなものがあります。

### ○就労収入に対する控除

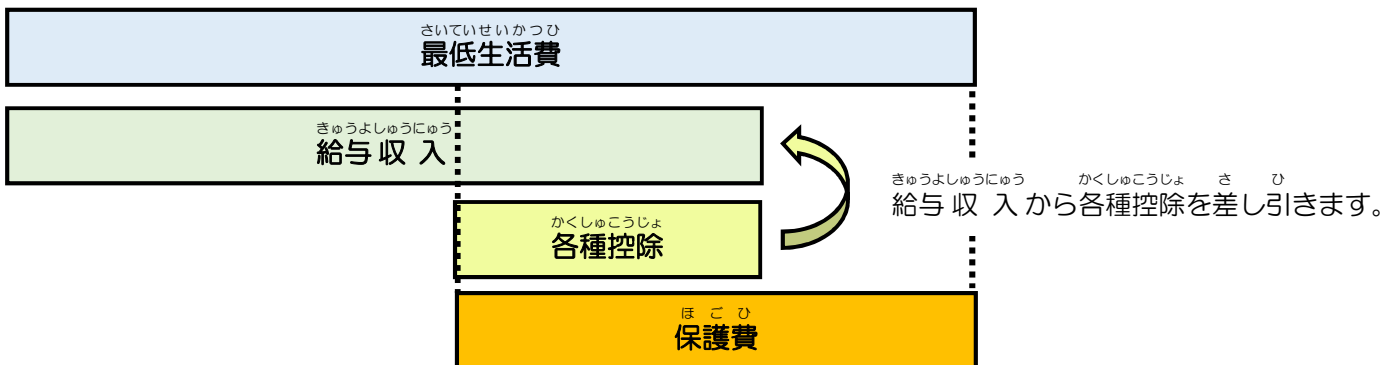
- ①基礎控除 就労収入の場合、収入総額にに応じて、一定の金額を控除します。
- ②20歳未満控除 20歳未満の者が就労収入を得た場合に、基礎控除に加え一定の金額を控除します。(単身者や、配偶者がいる場合等、控除が適用できない場合もあります。)
- ③必要経費 社会保険料(健康保険、厚生年金、雇用保険等)、所得税、通勤交通費等を控除します。

### ○高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入からは、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、学習塾費等、就学に必要な費用として福祉事務所が認める場合、その分を収入として認定しない取扱いができます。

また、自動車運転免許等の就労に必要な資格の取得費用や、大学、専門学校に就学するために必要な入学料等についても就労や早期の保護脱却に資する経費として認められた場合、収入として認定しない取扱いができますので、事前に福祉事務所にご相談ください。

### ○就労収入がある場合の保護費の計算モデル



この部分が保護費として支給されます。

## 5 生活保護の種類について

生活保護の利用が開始となった方は、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

### ①生活扶助

毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。世帯の人数や世帯員の年齢により算出されます。また、世帯の状況に応じて、母子加算、児童養育加算、障害者加算といった各種加算があります。生活扶助は原則として金銭給付で行われます。

### ②住宅扶助

家賃、地代または住宅の修理費などの費用が定められた限度額以内で支給されます。住宅扶助は原則として金銭給付で行われます。また、福祉事務所が家賃等を直接納付する代理納付制度もあります。

### ③教育扶助

義務教育を受けるに当たり必要な学用品代、給食費、クラブ活動費等の費用が支給されます。教育扶助は原則として金銭給付で行われます。

### ④医療扶助

病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。医療扶助は原則として現物給付で行われるため、保険適用内であれば自己負担は発生しません。治療材料や、施術等支給対象となるものもあるため、「医療機関にかかる時」（13ページ）をご確認ください。

### ⑤介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際に必要な費用が支給されます。医療扶助と同様に、原則として現物給付での支給となりますので自己負担は発生しません。住宅改修や福祉用具等も支給対象となっているため利用を希望する際は福祉事務所にご相談ください。

### ⑥出産扶助

出産に必要な費用が限度額以内で支給されます。

### ⑦生業扶助

高等学校に就学するために必要な費用や、就職するために必要となる技能・資格の習得にかかる費用、就職決定後、就職に向けた支度のための費用が支給されます。

### ⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要となる葬儀費用等が限度額の範囲内で支給されます。

## りんじてき ひよう 臨時的な費用

つぎ りんじてき ひよう ひつよう ひよう ぜんぶまた いちぶ しきゅう ばあい  
次のように、臨時的な費用が必要なときはその費用の全部又は一部が支給される場合があります。

それぞれ条件がありますので、必ず事前に担当員にご相談ください。

りんじてき ひよう しきゅう あ おお ばあい しぜん そうだん みつもりしょ りょうしゅうしょ ひつよう  
※臨時的な費用の支給に当たっては、多くの場合、事前の相談と見積書や領収書が必要となりますので  
ちゅうい  
ご注意ください。

りんじてき ひよう れい  
(臨時的な費用の例)

- こうしんりょう あばーと しゅくや けいやくこうしんじ けいやくこうしんりょう ひつよう  
○更新料・・・アパートや借家の契約更新時に、契約更新料が必要なとき
- ひふくひ ふとんだい ほごかいしじ ちょうきにゅういん にゅうしょ ご だいいん たいしょ さい げん しょう ひふく  
○被服費、布団代・・・保護開始時や長期入院(入所)後、退院(退所)した際に現に使用する被服・  
ふとん  
布団がないとき
- だい にゅういんちゅう ひつよう  
○おむつ代・・・入院中などにおむつが必要なとき
- てんきよひよう そうとう りゅう てんきよ ひつよう  
○転居費用・・・相当な理由があって転居が必要なとき
- いそろひ つういん つうしょ こうつうひ ひつよう ひつようさいていげんど がく つういん しょうめい ひつよう  
○移送費・・・通院や通所に交通費が必要なとき(必要最低限度の額。通院などの証明が必要です)
- かくじゅうき さいじょうぐ しょつき だんぼうきく れいぼうきく とう さいていせいかつ ひつよう かくじゅうき ほご  
○家具什器費・・・炊事用具、食器、暖房器具、冷房器具等、最低生活に必要な家具什器について、保護  
かいしじ ちょうきにゅういん にゅうしょ ご だいいん たいしょ さい も あ ばあい てんきよ  
開始時や長期入院(入所)後、退院(退所)した際に持ち合わせがない場合や、転居  
じ せつびそうい さいがい そうしつとう こうにゅう ひよう ひつよう さいがいとう りゅう  
時の設備相違、災害による喪失等により購入する費用が必要なとき(災害等を理由と  
かく こしょう しきゅうだいしょうがい  
しない家具の故障については支給対象外です)

## しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金

あんてい しょくぎょう つ など ほご ひつよう せたい たい せいかつ ほごはいしご  
安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、生活保護廃止後に、  
しゅうろうじりつきゅうふきん しきゅう せいど  
就労自立給付金を支給する制度です。

### 1 支給の要件

つぎ じゆう がいとう せたい ほご ひつよう ふくし  
次のいずれかの事由に該当することにより、あなたの世帯が保護を必要としなくなったと福祉  
じむしょ みと ばあい  
事務所が認めた場合

せたいいん あんてい しょくぎょう げついじょうこよう みご さいていげんど せいかつ  
○世帯員が、安定した職業(おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活  
いじ ひつよう しゅうにゅう え みと いか おな  
を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下において同じ。)  
つ  
に就いたとき。

せたいいん じぎょう かいし げついじょうとうがいせたい さいていげんど せいかつ いじ ひつよう  
○世帯員が事業を開始し、おおむね6か月以上当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な  
しゅうにゅう え みと  
収入を得ることができると認められるとき。

○就労による収入を得ている世帯において、就労収入が増加することにより、おおむね6か月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができるものと認められるとき。

○就労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている世帯において、当該世帯に属する世帯員が職業（安定した職業を除く。）に就き、就労収入を得ることにより、おおむね6か月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができるものと認められるとき。

## 2 給付金の支給方法・算定方法

申請に基づき、保護廃止月から起算して前6か月間の収入充当額（就労収入から勤労控除・必要経費等を控除した額）に10%を乗じた額を最低給付額（単身世帯では2万円、複数世帯では3万円）に上乗せし、世帯を単位として、一括して支給します。

## 3 給付金の上限

単身世帯の場合10万円、世帯員が複数いる世帯の場合15万円までです。



## しながくじゅんびきゅうふきん 進学準備給付金

子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、大学等に進学する方に対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として進学準備給付金を支給する制度です。

### 1 支給対象者

高校等を卒業して大学等に進学する方が対象です。

※年齢や高校等卒業までの在学年数によっては支給対象とならない場合があります。

### 2 対象となる進学先

大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）、職業能力開発大学の専門課程、水産大学校、海上技術大学校、国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等が対象です。



### 3 支給額

進学のために転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円です。

## いりょうきかん

### 医療機関にかかるとき

生活保護制度が開始されると、国民健康保険証（高齢受給者証を含む）や後期高齢者医療被保険者証は使えなくなります。また、国民健康保険と一緒に使っている心身障害者医療・子育て支援医療・ひとり親家族等医療の受給者証も使えなくなります。

そのため、医療機関にかかるときは、「医療券」が必要となりますので、福祉事務所に申請に来てください。原則として、法による指定医療機関のみ受診できます。医療券は、月単位で医療機関ごとに交付されます。月が変わって受診するときは、新たに医療券が必要となります。

また、調剤薬局を利用する場合には、同様に「調剤券」が必要となります。

なんらかの理由で医療券や調剤券を使用しなかった場合には、福祉事務所に返却してください。

#### ○急病等により医療券等を取りに来られない場合

急病などで休日・夜間に受診しなければならない場合には、生活保護の「受給証」を医療機関に提示してください。その後、福祉事務所と連絡できるようになったらすぐに地区担当員へ連絡してください。

#### ○治療材料の給付が必要な場合

医師から治療材料（メガネ・装具など）、施術（はり・きゅうなど）が必要との指示があった場合、医師の意見書や「治療材料券」、「施術券」が必要となりますので、治療材料の購入や、施術を受ける前に地区担当員へご相談ください。

#### ○社会保険に加入している場合

働いている方は、雇用先の健康保険証（社会保険）を引き続き使用してください。ただし、その場合でも医療券や調剤券は必要となります。また、保険証の資格を喪失したり、変更があった際は、速やかに福祉事務所へ届け出てください。

#### ○医療扶助で支給できないもの

入院時の差額ベッド代など、保険外診療に係る費用には医療扶助の適用ができません、自己負担となります。

#### ○後発医薬品の使用について

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合には、後発医薬品を原則として使用することになります。

※ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品のことです。

生活保護に限らず、医療保険をはじめ、日本全体で後発医薬品ができるだけ使われるように取り組みを進めています。



## 6 生活保護を利用する方の権利と義務について

### 生活保護を利用する方の権利（守られていること）

生活保護制度を利用する方には、次のような権利が保障されています。



#### 1 不利益変更の禁止（法第56条）

正当な理由なく、保護を止められたり、保護費を減らされることはありません。

#### 2 公課禁止（法第57条）

保護金品に対して、税金を課せられることはありません。

#### 3 差押の禁止（法第58条）

福祉事務所から支給された保護金品やこれを受ける権利を差し押さえられることはありません。

#### 4 福祉事務所の決定に不服があるとき

生活保護では、国が定める保護基準の変更、世帯の収入や世帯状況の変化などにより、保護費の変更や保護が停止・廃止になることがあります。

決定内容に疑問がある場合等は、地区担当員にお尋ねください。

それでもなお、福祉事務所の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査請求を行うことができます。（法第64条）

### 生活保護を利用する方の義務（守っていただくこと）

生活保護を利用する方には、生活の維持や自立した生活を送れるようになるため、次のような義務があります。これらが守られない場合には、保護が変更されたり、停止又は廃止されることがあります。必ず守るようにしてください。

#### 1 届出の義務（法第61条）

収入があった場合や世帯員の増減など、生活上の変化があった場合は、速やかに福祉事務所に届けてください。

##### (1) 収入申告について

次のような場合は、必ず収入申告（収入申告書の提出）をしてください。



はたら きゅうよ え  
○働いて給与を得たとき

まいつき きゅうりょう しょうよ ほーなす りんじてき てあて ぶく  
※毎月の給料のほか、賞与（ボーナス）や臨時的な手当なども含みます。

がくせい ある ばいと ぶく せたいいんぜんいん しゅうにゅうしんこく ひつよう  
※学生のアルバイトなども含め、世帯員全員の収入申告が必要です。

しごと さが  
○仕事を探しているとき

きゅうしょくかつどうじょうきょうしんこくしよ まいつきていしゅつ  
「求職活動状況申告書」も毎月提出してください。

ねんきん てあて じゅきゅう じゅきゅうがく か  
○年金や手当を受給しているとき、または受給額が変わったとき

きぎょうねんきんどう しゅうにゅうしんこく ひつよう  
※企業年金等も収入申告が必要です。

た しゅうにゅう  
○その他の収入があったとき

れい しおく せいめいほけんとう きゅうぶきん ほしょうきん しょとくぜい じゅうみんぜい こくみんけんこうほけんぜいとう かんぶきん おんきゅう  
（例：仕送り、生命保険等の給付金、補償金、所得税・住民税・国民健康保険税等の還付金、恩給、  
ばいきやくきん いさんそうぞく  
売却金、遺産相続など）

しゅうにゅう  
○収入がないとき

こうれい びょうきなど しゅうにゅう なに かた すく ねん かい しゅうにゅうしんこくしよ しゅうにゅう  
高齢や病気等で収入が何もない方も、少なくとも年1回は「収入申告書」（収入がなかったと  
ないよう ていしゅつ  
いう内容）を提出してください。

きさい いちぶ れい しゅうにゅう しんこく ひつよう  
※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要となります。

## 2) せいかつじょう へんか とどけ で 生活上の変化の届出について

つき ばあい かなら とど で  
次のような場合は、必ず届け出てください。

しごと き きんむないよう わ きんむじょうけんひょう ていしゅつ たいしよく  
○仕事が決まったとき（勤務内容が分かる「勤務条件表」を提出）や退職したとき

しゃかいほけん かにゅう ほけんしやう うつし ていしゅつ だったい  
○社会保険に加入したとき（「保険証（写）」を提出）、または脱退したとき

しごと さが きゅうしょくかつどうじょうきょうしんこくしよ しゅうにゅうしんこくしよ ていしゅつ  
○仕事を探しているとき（「求職活動状況申告書」と「収入申告書」を提出）

せたいいん にんすう か しゅっさん しほう てんにゅう てんしゅつ こせき じゅうみんひょう いどう  
○世帯員の人数が変わるとき（出産、死亡、転入、転出など）、また戸籍や住民票に異動があっ  
たとき

にゅういん たいいん しせつ にゅうしょ たいしよ  
○入院や退院をするとき、また施設の入所や退所をするとき

しんたいしょうがいしゅてちやう りやういくてちやう せいしんしょうがいしゅほけんぶくしてちやう こうぶ う どうきゅう か  
○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときや、等級が変わった  
てちやう うつ ていしゅつ  
とき（手帳の写しを提出）

じこ こうつうじこ しごとちゅう じこ  
○事故（交通事故、工作中的事故など）にあったとき

あばーと しやくや やちん か ちんたいしやくけいやく こうしん ちんたいしやくけいやくしょうとう ていしゅつ  
○アパートや借家の家賃が変わったとき、賃貸借契約を更新するとき（賃貸借契約書等を提出）

いえるす  
○しばらく家を留守にするとき

ほかせいかつじょうきょう か にゅうがく そつぎょう たいがく けっこん りこん  
○その他生活状況が変わったとき（入学、卒業、退学、結婚、離婚など）

## 2 指 導 ・ 指 示 に 従 う 義 務 ( 法 第 6 2 条 )

せたい せいかつじょうきょう おう てきせつ ほご じっし ぶくしじむしょ しどう しじ  
世帯の生活状況に応じて適切な保護を実施するために、福祉事務所が指導・指示をすることがあり  
ます。指導・指示を受けたときは、守ってください。指導・指示に従わない場合は、保護を受けられ  
なくなる場合があります。

### 3 生活上の義務（法第60条）

働ける人は能力に応じて働き、自ら健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握し、支出の節約を図るなど、生活の維持・向上に努めなければなりません。

働ける人が理由なく働かないなど、その能力が十分活用されていないと判断される場合には、地区担当員が仕事を探そう指導します。それでも働かない場合は、文書指示などの手続きを経たうえで、保護が停廃止されることがあります。

病気の人は、病気の回復に向け、医師の指示に従ってください。

保護費は、支出の節約を図り、計画的に使ってください。



### 4 譲渡の禁止（法第59条）

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

## 7 減免（減額・免除）制度について

生活保護制度を利用している方は、税金や保険料、水道料金の減免制度を受けられる場合があります。減免制度を受けるためには、所定の窓口で手続きが必要です。

手続きのために生活保護受給証明書等が必要な場合は、福祉事務所（区役所の福祉課）で発行します。

| 種 類           | 手 続 き す る 窓 口                               |
|---------------|---|
| 住 民 税         | 区役所市税の窓口<br>詳しくは北部・南部市税事務所個人課税課             |
| 固 定 資 産 税     | 区役所市税の窓口<br>詳しくは北部・南部市税事務所資産課税課             |
| 国 民 年 金 保 険 料 | 区役所保険年金課                                    |
| N H K 受 信 料   | NHKさいたま放送局 営業部 又は<br>NHKさいたま放送局 さいたま西営業センター |
| 上 下 水 道 料     | 区役所くらし応援室又は北部・南部水道営業所                       |
| し 尿 処 理 手 数 料 | 区役所くらし応援室又は廃棄物対策課                           |

※生活扶助を受給していることが要件となっている等、減免制度によって対象となる条件が異なりますので、生活保護を受給していても状況によっては減免制度の対象とならない場合があります。

## 8 保護費の返還について

次のような場合は、保護費を返還していただきます。

### 1 保護費の返還

#### ○最低生活費や収入の変動があったとき

生活上の変化や収入の増加により、月の初めに受給した保護費が多くなったときは、多い分だけ返していただきます。

#### ○資力がありながら、保護を受けたとき

急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、事後にその資力を金銭に換えて、保護費として受けた金額を上限として福祉事務所に返還しなければなりません。(法第63条)

資力が現金化されたときは、速やかに地区担当員に届け出てください。

### 2 不正受給の費用徴収と罰則

(1) 事実と違う申請や不正な手段により保護費や就労自立給付金、進学準備給付金を受取ったときは、その費用は徴収されます。不正受給の状況によっては、徴収される額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収される場合があります。(法第78条)

(2) 申し出に基づき、支給される保護費や就労自立給付金の一部を法第78条に基づく徴収金の支払いに充てる場合があります。(法第78条の2)

(3) 事実と違う申請や不正な手段により保護費や就労自立給付金を受取ったときは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。(法第85条)

※ 給与収入や年金収入などについては、申告内容に誤りがないかを、福祉事務所が定期的に課税調査を行って確認します。また、申告内容に不明な点がある場合等には、福祉事務所が勤務先などに対して給料支払状況等の調査を行うことがあります。

## 9 地区担当員（ケースワーカー）について

生活保護を適切に実施するとともに、生活の変化に応じて保護費を適正に決定するため、地区担当員（ケースワーカー）が定期的にご自宅を訪問します。

居室内に立ち入り、収入や生活状況などをお尋ねし、さまざまな相談をお聞きします。また、世帯として自分たちで暮らしを支えていくにはどうしたらよいか、一緒に考えます。

また、地区担当員には「守秘義務」があります。そのため、利用者の秘密は固く守りますのでご安心ください。

※ 家庭訪問をした際、利用者の方が不在であった場合に「不在連絡票」を置くことがあります。「不在連絡票」には地区担当員からの連絡事項等が記載してありますので、必ず内容を確認してください。

※ 正当な理由がなく、居室内への立ち入りを拒む場合は、保護が受けられなくなることがあります。



## 10 民生委員について

民生委員とは、厚生労働大臣が委嘱する公務員で、さいたま市の非常勤の特別職となっています。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域住民の福祉向上のため様々な福祉活動を行っています。

福祉事務所との協力関係にありますので、お困りのことがありましたらお近くの民生委員にもぜひご相談ください。



## 1 1 生活困窮者自立支援制度について

せいかつほご じりつ かた せいかつほご う いた かた せいかつ こんきゆう  
生活保護から自立した方や、生活保護を受けることまでには至っていない方で、生活に困窮してい  
かた い か しえんせいど  
る方には、以下のような支援制度があります。

なお、ご利用までに必要な手続きなど、詳しくは、地区担当員（ケースワーカー）又は、福祉課内の  
ふくし そうだんまどぐち そうだん  
「福祉まるごと相談窓口」へご相談ください。

### じゅうきょかくほきゅうふきん ○住居確保給付金

りしょくどうまた え きゅうぎょうどう けいざいてき こんきゆう じゅうきょ うしな また うしな たか  
離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれの高い  
かた きゅうしょくかつどうどう おこな じょうけん いっていきかん やちんそうどうがく じょうけん しきゅう  
方に、求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。

### かけいかいぜんしえん ○家計改善支援

かけい じょうぎょう み か たいのう かいしょう かくしゅきゅうふせいど りょう む しえん さいむせいり かん  
家計の状況を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する  
しえん かけいさいせいぶん みずか ちから かけい かんり しえん  
支援などを「家計再生プラン」にまとめ、自らの力で家計を管理できるよう支援していきます。

### いちじせいかつしえん ○一時生活支援

いってい じゅうきょ も けいざいてき こま かた こんご しゅうろう あんてい せいかつ おく  
一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労などにより安定した生活を送ることを  
めざ かつ たい いちじてき せいかつ ば しゅくはくばしょ ていきょう せいかつしえん おこな  
目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

### がくしゅうしえん ○学習支援

しな い かいさい がくしゅうしえんきょうしつ こ がくしゅうしえん た りょうしゃ がくしゅうしえんいん  
市内で開催する学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員ら  
こうりゅう い ばしょ しんがく かん しえんなど こ ほごしゃ そうほう ひつよう しえん おこな  
と交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

### しゅうろうじゅんびしえん ○就労準備支援

「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、ビジネスマナー  
しゅうとく ばそこんそうさ すきる こうじょうとうしゅうろう ひつよう き そのうりよく こうじょう しえん おこな  
の習得やパソコン操作のスキルの向上等就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

### しゅうろうくんれん ちゅうかんできしゅうろう ○就労訓練（いわゆる「中間的就労」）

いっばんきぎょう はたら むすか かた たいしやう くんれん しゅうろうたいけん しえんつ こよう  
すぐに一般企業などで働くことが難しい方を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用  
ていきょう  
を提供します。

りょうしゃ のうりよく てきせい じょうきやう おう さくせい こべつ しゅうろうしえん ぶろくらむ ちと いっばんしゅうろう む  
利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向  
しえん ちゅう ちやうき じっし  
けた支援を中・長期で実施します。

かくふくしじむしょ くやくしよふくしか しょざいち でんわばんごうおよ ふあつくすばんごう  
 各福祉事務所（区役所福祉課）の所在地、電話番号及びFAX番号

| めいしょう<br>名称                  | しょざいち<br>所在地                              | でんわばんごう<br>電話番号 | ふあつくすばんごう<br>FAX番号 |
|------------------------------|---|-----------------|--------------------|
| にしくやくしよ ふくしか<br>西区役所 福祉課     | にしくにしおみや ちょうめ ばんち<br>西区西大宮3丁目4番地2         | 048-620-2654    | 048-620-2762       |
| きたくやくしよ ふくしか<br>北区役所 福祉課     | きたくみやはらちょう ちょうめ ばんち<br>北区宮原町1丁目852番地1     | 048-669-6054    | 048-669-6167       |
| おおみややくやくしよ ふくしか<br>大宮区役所 福祉課 | おおみやくきしきちょう ちょうめ ばんち<br>大宮区吉敷町1丁目124番地1   | 048-646-3054    | 048-646-3165       |
| みぬまくやくしよ ふくしか<br>見沼区役所 福祉課   | みぬまくほりさきちょう ばんち<br>見沼区堀崎町12番地36           | 048-681-6054    | 048-681-6162       |
| ちゅうおうくやくしよ ふくしか<br>中央区役所 福祉課 | ちゅうおうくしもおちあい ちょうめ ばん ごと<br>中央区下落合5丁目7番10号 | 048-840-6054    | 048-840-6165       |
| さくらくやくしよ ふくしか<br>桜区役所 福祉課    | さくらどうじょう ちょうめ ばん ごと<br>桜区道場4丁目3番1号        | 048-856-6164    | 048-856-6272       |
| うらわくやくしよ ふくしか<br>浦和区役所 福祉課   | うらわくときわ ちょうめ ばん ごと<br>浦和区常盤6丁目4番4号        | 048-829-6124    | 048-829-6238       |
| みなみくやくしよ ふくしか<br>南区役所 福祉課    | みなみくべっしよ ちょうめ ばん ごと<br>南区別所7丁目20番1号       | 048-844-7164    | 048-844-7277       |
| みどりくやくしよ ふくしか<br>緑区役所 福祉課    | みどりくおおあざな お ばんち<br>緑区大字中尾975番地1           | 048-712-1164    | 048-712-1270       |
| いわつきくやくしよ ふくしか<br>岩槻区役所 福祉課  | いわつきくほんちょう ちょうめ ばん ごと<br>岩槻区本町3丁目2番5号     | 048-790-0156    | 048-790-0265       |

